

# 第1部 海洋のこの1年

平成28年度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

## 1 有人国境離島法の成立・施行 と 無主の離島の国有財産としての登録等 ～ 海洋管理のための離島の保全・管理への取組 ～

### (1) 離島の保全・管理の意義と施策の推進

我が国は、国土面積の約12倍となる約447万km<sup>2</sup>もの面積の領海及び排他的経済水域(以下「領海等」という。)を有しており、その面積は世界第6位を誇ります。我が国は海洋法に関する国際連合条約(平成8年条約第6号。以下「国連海洋法条約」という。)に基づき、領海においては領域主権、排他的経済水域においては海洋資源の開発等に関する主権的権利等、我が国の発展には不可欠な権利を行使することが認められています。こうした権利の行使が認められている領海等は、国連海洋法条約により領海基線から一定の距離までの海域とされており、

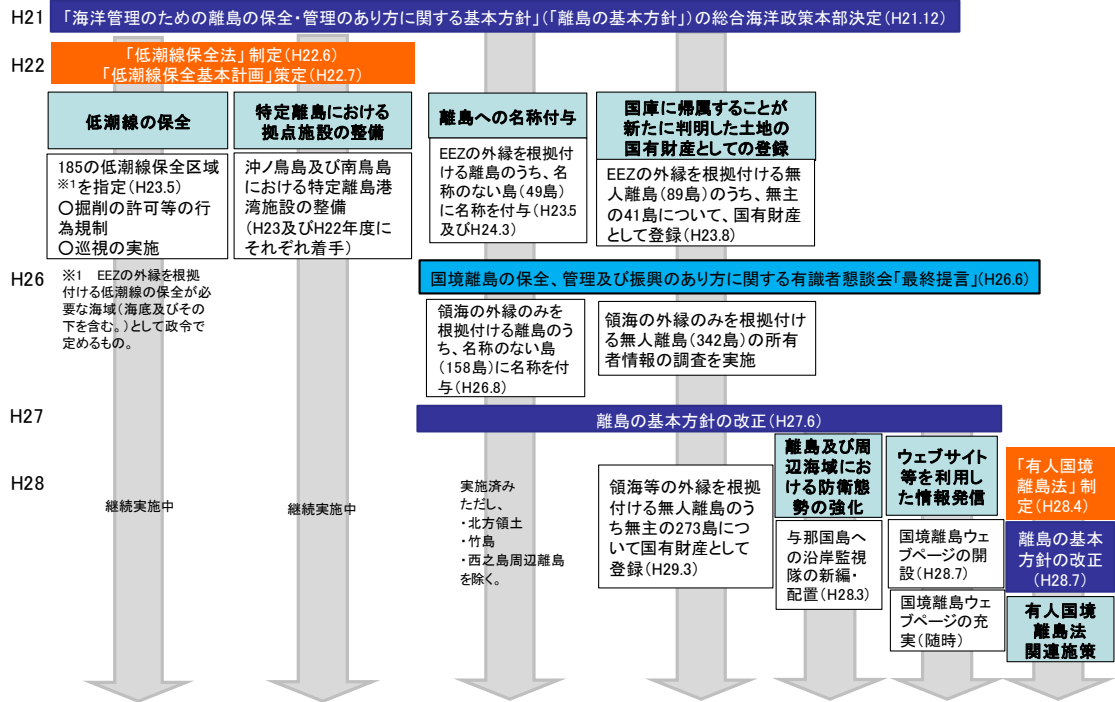


我が国の領海及び排他的経済水域の概念図

我が国には、領海基線を有する離島が約500島存在しており、これらの離島を適切に保全・管理していくことが極めて重要です。

このため、政府では、「海洋基本法」(平成19年法律第33号)に基づく「海洋基本計画」(平成20年3月閣議決定)を上位計画として、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定、平成27年6月改定、平成28年7月一部改定。以下「離島の基本方針」という。)を策定しました。また、個別施策の推進のため、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(平成22年法律第41号。以下「低潮線保全法」という。)や「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。)とその法定計画等に基づき、離島の保全・管理に政府全体で取り組んでいます。

# 離島の保全・管理に関する施策の経緯



## (2) 有人国境離島法の成立と施行

領海基線を有する離島又はそれと一体性のある離島で、かつ、日本国民が居住している有人国境離島地域は、領海及び排他的経済水域の保全等に関する活動の拠点になります。この拠点としての機能を維持するため、平成28年4月に議員立法により、有人国境離島法が成立し、平成29年4月に施行されました。

## 有人国境離島法(平成28年4月法律第33号)の概要

<p><b>目的</b></p> <p>この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>有人国境離島地域に係る施策</b></p> <p>&lt;保全&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国は、国の行政機関の施設の設置に努める。</li> <li>国は、土地の買取り等に努める。</li> <li>国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。</li> <li>国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。</li> <li>国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。</li> </ol> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発活動</li> </ul>
<p><b>定義</b></p> <p><b>有人国境離島地域</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然的・経済的・社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域</li> <li>2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するもの地域</li> </ol> <p><b>特定有人国境離島地域</b></p> <p>有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの(15地域(8都道府県29市町村71島)の具体名が別表に明記)</p>	<p><b>特定有人国境離島地域に係る施策</b></p> <p>保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。</p> <p>&lt;地域社会の維持&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 国内一般旅客定期航空路線等に係る運賃等の低廉化(特別の配慮)</li> <li>二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化(特別の配慮)</li> <li>三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減</li> <li>四 雇用機会の拡充等</li> <li>五 安定的な漁業経営の確保等</li> </ol> <p>※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。</p>
<p><b>国の責務</b></p> <p>国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p><b>その他(施行期日等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。また、平成39年3月31日限り、その効力を失う。</li> <li>・内閣府設置法の一部改正(本法案に係る事務の所管)等</li> </ul>
<p><b>基本方針・計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。</li> <li>○ 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。</li> </ul>	

これに伴い、有人国境離島法に基づき「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」(平成29年4月7日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。)を策定しました。基本方針では、まず、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持が極めて重要であることを定め、保全と地域社会の維持に関する、それぞれの施策の方向とその内容を定めました。

有人国境離島地域の保全に関しては、当該地域を構成する離島を特定した上で、活動拠点としての機能を継続的に維持することを基本目標とし、それを実現するために、国の行政機関の施設を設置することなど施策の基本的事項を定めました。

また、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関しては、当該地域において、転入が転出を上回る状態(人口の社会増)が実現することを基本目標として、①航路・航空路の住民運賃の低廉化、②農水産物の出荷に係る輸送コストの軽減等、③滞在型観光の促進、④雇用機会の拡充の取組等について必要な措置を定めるとともに、雇用機会の拡充については、「農林水産物の生産額の水準の維持」、「開業率の全国並みへの引き上げ」、「観光について年間延べ宿泊者数の増加」といった数値目標を定め、その達成を目指すとしています。

このため、内閣府は、平成29年度に「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を創設し、国費50億円で、8都道県29市町村において実施される

### 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の概要

#### I 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義

我が国の領海等の保全を図る上で、有人国境離島地域の保全と地域社会の維持が極めて重要

◆ **有人国境離島地域**は、日本国民が居住していることにより、漁業、海洋における各種調査、領海警備、低燃費保安区域の監視等の種々の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有している。

◆ 本土から遠隔の地に位置し、かつ人口が著しく減少している**特定有人国境離島地域**は、将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると、活動の拠点としての機能を維持することは著しく困難となる。

#### II 有人国境離島地域の保全

##### 有人国境離島地域の特定(別表)

※ 特定有人国境離島地域は法(別表)において特定

##### 保全に関する施策の基本的な事項

- ① 国の行政機関の施設の設置
  - ・ 戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等
  - ・ 国の研究開発、自然環境保全等の機関の存在、その職員が居住する地域社会の維持に寄与
- ② 国による土地の買取り等
  - ・ 国の行政機関の施設の設置等に必要土地の買取り等
  - ・ 土地所有の状況把握
- ③ 港湾等の整備
  - ・ 活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備
- ④ 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止
  - ・ 戦略的海上保安体制構築  
規制能力強化型巡視艇 (PS型)
  - ・ 自衛隊の装備品の能力向上等
  - ・ 漁業者と協力し外国船舶の違法操業への監視等
- ⑤ 広域の見地からの連携
  - ・ 災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施

##### 保全の方向

○ 有人国境離島地域が有する**活動拠点としての機能を継続的に維持すること**を基本目標とし、国は、地方公共団体とも連携し、保全に関する施策に必要な措置を講ずるよう努める。

国に重要な領海・近海における様々な活動

漁業 領海警備

海洋資源調査 離島の航空調査

低燃費保安区域の監視

<有人国境離島の活動拠点継続>  
本土から遠隔の地に、国の機関の存在や、燃料や水の供給等の支援があるからこの活動が可能

#### III 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

##### 地域社会の維持の方向

2027年に向け、「**特定有人国境離島地域における人口の社会増**」を基本目標として、これを実現するため、**ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会**を目指す。

○ 「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向性

- ① 人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和
- ② 交流促進のためのきっかけづくり
- ③ 島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

○ 国、地方公共団体の役割

④ 官民一体で取組みを実施 ⑤ 市町村を支援、地域商社等の実践 ⑥ 財政的支援、地域連携の促進

○ 離島振興関連施策との整合性の確保、地方創生関連施策との一体的推進

##### 地域社会の維持に関する施策の基本的な事項

- ① 航路・航空路運賃の低廉化
  - ・ 住民運賃の低廉化
- ② 物資の費用の負担の軽減
  - ・ ガソリン運賃コストへの支援を継続
  - ・ 農水産物等の出荷等に係る輸送コストの低廉化
- ③ 雇用機会の拡充
  - 農林水産業の再生
 

目標：農林水産物の生産額について現在の水準を維持

    - ・ 輸送コスト低廉化、地域商社設立による、農水産品等のブランド化、販路拡大
    - ・ 冷蔵・乾燥・冷蔵輸送等による付加価値向上
    - ・ 新規就業者対策など担い手確保・育成対策
  - 創業・事業拡大等の促進
 

目標：特定有人国境離島地域の開業率を全国並みへ引き上げ (参考) 地域平均4.6% 全国平均6.4% (2014年推計値)

    - ・ 民間事業者等の創業・事業拡大の支援
    - ・ 漁業漁業が進める雇用創出(漁業又は漁業)に係る取組を支援
    - ・ 人材活用策など地域ぐるみでの戦略づくりと戦略推進
    - ・ 職業訓練機会の確保
  - 滞在型観光の促進
 

目標：年間延べ宿泊者数を創万人増やす

    - ・ 「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進
    - ・ 外国人旅行者への情報発信、受け入れ体制の整備
    - ・ 日本版DMOの設立・運営
- ④ 安定的な漁業経営の確保
  - ・ 漁業者等が行う外国漁船の調査・監視、安心して活動できる漁場の確保等の取組への支援

##### 都道府県計画の策定及び推進

・ 重要業績評価指標 (KPI) 及び数値に基づく成果目標を定め、PDCAサイクルを実施

取組を支援しています。この他、関係府省においても必要な予算を計上しており、有人国境離島法の施行初年度となる平成29年度から政府一体となって、有人国境離島地域の保全及び特定境離島地域の地域社会の維持のために必要な施策を講じています。

### 国有財産台帳への登録を行った離島（273 島） の概略図

#### （3）無主の離島の国有財産としての登録等

離島の基本方針に基づき、我が国の領海基線を有する無人離島 431 島のうち、無主の離島 273 島について、国有財産としての登録等を進めて来たところ です。この度、当該離島を所管することとなった省庁において、平成 29 年 3 月に、国有財産台帳への登録は終了し、不動産登記は、更に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、登記の嘱託を終了しました。登記の嘱託ができなかった離島 97 島については、市町村等の協力を求めるなどして、できるだけ早く登記がなされるように努めて参ります。

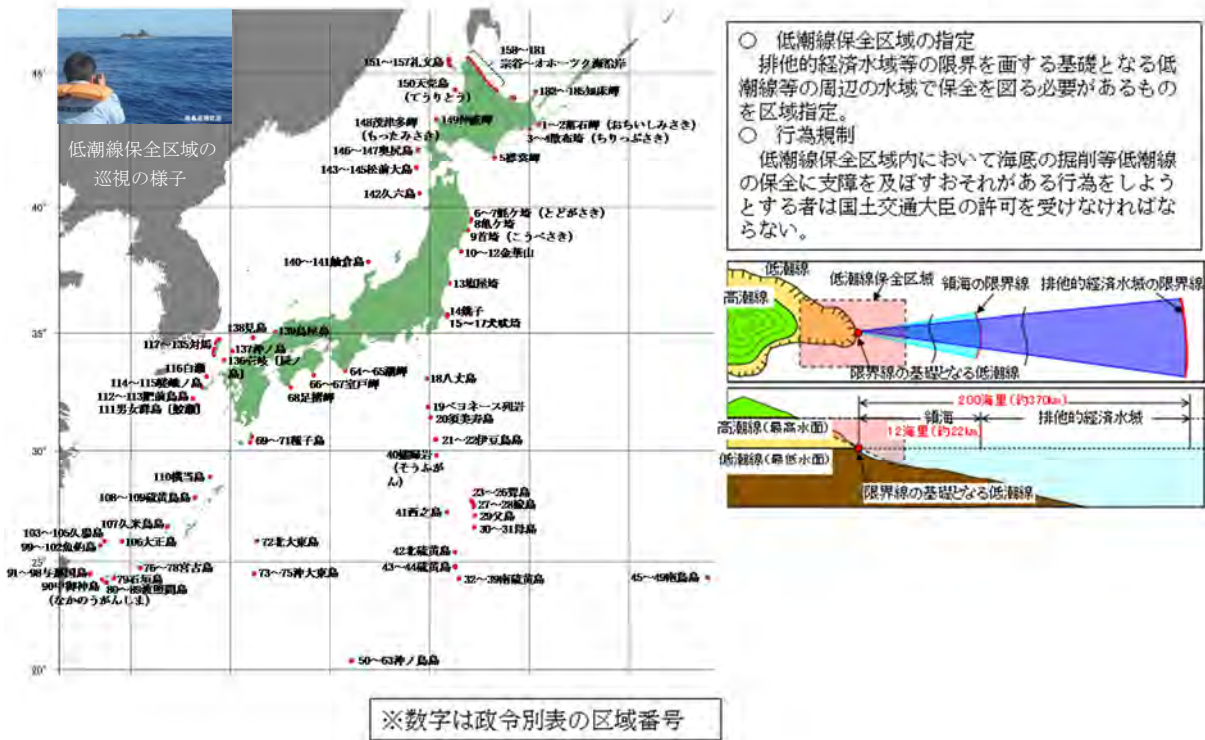


#### （4）低潮線の保全及び拠点施設の整備・管理

排他的経済水域を利用する活動を行うためには、排他的経済水域が安定的に保持されていること、排他的経済水域の保全及び利用のための環境が整備されていることが重要です。排他的経済水域の基礎となっている領海基線は、国連海洋法条約により海岸の低潮線とされており、排他的経済水域の保持には、この低潮線の保全が必要です。また、排他的経済水域の保全及び利用のための環境整備として、拠点施設の整備・管理が重要です。これらに関する施策を実施するため、低潮線保全法が平成 22 年に制定されました。低潮線の保全については、同法に基づき、低潮線保全区域が、本土と離島合わせて 185 区域指定されており、同区域では、海底の掘削等、低潮線の後退や損壊に繋がる人的な行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならないとされています。さらに、国土交通大臣が、毎年、人為的な損壊行為が行われていないか低潮線を監視・巡視するとともに、自然侵食による低潮線の形状の変化がないか調査を実施しています。拠点施設については、沖ノ島島及び南島島において、国土交通大臣が港湾の施設を整備・管理しています。

## 低潮線保全区域

○ 低潮線保全区域は、全国で185区域が指定。



## 特定離島における拠点施設の整備

### < 特定離島の指定 >

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

### < 特定離島港湾施設の建設等 >

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南鳥島)

### (5) 領海基線を有する離島の名称付与

領海基線を有する離島の保全・管理を適切に行う上で、国民の理解を深めるためには、当該離島に名称が存在することが重要です。そのため、領海基線を有する離島に付されている名称を確認し、名称が不明確な場合には関係機関と協議の上、名称を決定し付してきました。

領海基線を有する離島のうち排他的経済水域の基線も有する離島については、平成23年5月に10島、平成24年3月には39島に名称を付しました。平成26年8月には、領海基線を有する離島158島に名称を付しました。

## 平成23年5月及び平成24年3月に地図・海図に記載する名称を決定した離島（49島）



## 平成26年8月に地図・海図に記載する名称を決定した離島（158島）



### ご参考

離島の保全・管理に関する施策については、国境離島WEBページで情報を発信しています。本稿の情報に加え、最新の情報も掲載していますので、ご参照ください。

国境離島WEBページ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kokkyouritou/>

## 2 我が国の海洋状況把握（MDA）の取組について

海洋状況把握(MDA)は、2001年の米国同時多発テロを契機に米国で検討が開始された取組であり、関係政府機関の連携を強化して、国の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握するものであります。現在では、米国・欧州等の各国で、海洋からの様々な人為的または自然の脅威に対応するための情報共有基盤・枠組みとして、その取組が進められています。

近年、我が国においても、海洋における様々な脅威が顕在化しており、領海、排他的経済水域内の外国漁船の違法操業、近隣諸国による海洋権益を巡る主張や挑発行為の活発化だけでなく、深刻化する自然災害、海洋汚染等、様々な脅威への対応が喫緊の課題となっています。こういった脅威に迅速かつ効果的に対応するためには、海洋の状況を的確に把握することが不可欠であり、我が国の海洋状況把握の能力強化を図る必要があります。

このような情勢・必要性を踏まえ、我が国のMDAに関し、国家的な3つの計画において、それぞれ必要な取組が提起されました。まず、海洋基本計画においては、「衛星を利用した海洋監視の在り方など、船舶動静把握について検討」することとされており、国家安全保障戦略においては、「海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用も含めて総合的に強化する」と言及され、宇宙基本計画では、「MDAへの宇宙技術の活用について、航空機や船舶、地上インフラ等との組み合わせや米国との連携等を含む総合的な観点から検討」することが明記されています。

これらの計画に基づき、情報の集約と共有の枠組みを検討するため、それぞれの計画を所管する、総合海洋政策本部事務局(現内閣府総合海洋政策推進事務局)、国家安全保障局、内閣府宇宙戦略室(現宇宙開発戦略推進事務局)が司令塔となって、海洋関連情報を有する関係府省及び関係機関等と調整し、平成27年3月、「海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議」を設置しました。これは、関係府省間の連携を深化させ、海洋状況把握に関する政府全体の取組を総合的かつ戦略的なものとするを目的として設置したものです。

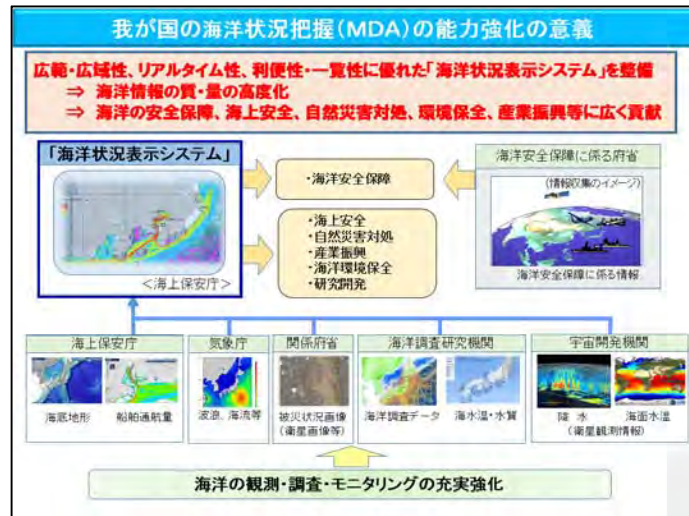
平成27年10月には、海洋状況把握に関する関係府省等連絡調整会議において、我が国が実現すべきMDAのコンセプト「我が国における海洋状況把握(MDA)について」を取りまとめ、更に翌28年7月には、「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」を総合海洋政策本部で決定しました。そして、現在も引続き、安全保障を含めた我が国のMDA体制構築のための検討が継続的に行われています。

MDAコンセプトでは、我が国のMDAを「我が国の海洋安全保障、海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること」と定義し、その目的として、以下の3点をあげています。

- 海洋安全保障、海上安全上の脅威、自然災害対策等に対する迅速かつ適切な対処
- 海洋情報の効果的な活用による効率的な海洋政策の推進

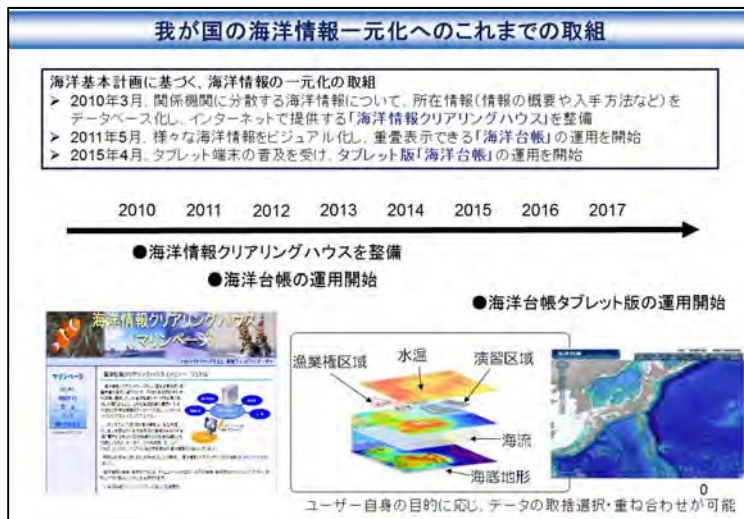
● 国際協力・国際連携への寄与

また、同コンセプトでは、MDA 構築にあたっての基本的な考え方を、「我が国において実現すべきMDAは、海洋関連情報を利用者に利用しやすい形で提供することにより、情報の利便性を向上させること」とし、まずは「既存の海洋関連情報を把握・整理して、海洋安全保障と海上安全、さらに、自然災害対策、海洋環境保全や海洋産業振興等に役立つように発展させていく」としています。



これを受け、平成 28 年 7 月に総合海洋政策本部で決定した「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」においては、次の 3 つの取組を進めていくこととしています。

1. 海洋情報の効果的な集約・共有・提供を行うための体制整備
2. 海洋情報の収集・取得に関する取組の強化及び海洋観測等に関する基盤の強化
3. 海洋の観測・調査及び海洋情報の共有に関する国際協力の推進



この1. においては、これまで海洋情報の一元的管理及び公開の取組の一つとして、海上保安庁が開発・運用を行ってきた「海洋台帳」及び「海洋政策支援情報ツール」をシステムの基盤として活用し、海洋情報の集約・共有・提供のための「海洋状況表示システム」の整備に平成 29 年度より着手することとされました。「海洋状況表示システム」で集約した

情報については、関係府省間で共有・利活用するとともに、その機密性に応じて、政府外にも公開することにより、海洋安全保障のみならず、海上安全や自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興や科学技術の発展のために広く活用されることを目指しています。

平成 29 年 4 月に開催された総合海洋政策本部会合では、本部長である安倍総理より、「次期海洋基本計画では、海洋の安全保障を幅広く捉えて取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題の取組を強化していきます。海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資する「海洋状況把握 (MDA)」体制の確立や、国境離島の保全・管理に万全を期してまいります。」との発言がありました。今後、MDA コンセプトや、平成 28 年 7 月の総合海洋政策本部決定、その後の更なる検討の成果等を踏まえて、MDA 体制の早期確立を進めていくこととしています。